

# 技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針

## 1. 現 状

### (1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ

区 分	公 務 員				民 間			A/B
	職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (A)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
全 体	3 人	43.1 歳	231,233 円	256,243 円	-	-	-	-
学校給食員	* 人	* 歳	* 円	256243 円	-	-	-	-
その他の労 務職員	* 人	* 歳	* 円	* 円	-	-	-	-

「平均給料月額」は、平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われている扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の合計額です。

職種ごとの数値は、個人情報観点から掲載していません。

数値のない欄については、すべて「ハイフン(-)」としています。

技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

### (2) 年齢別職員数

区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	合計
職員数	人	人	人	人	1 人	人	1 人	人	人	人	1 人	人	3 人

### (3) その他給与に関する事項

#### ア 給料表

国家公務員の行政職棒給表(二)に準じたものとなっています。(3級制)

#### イ 技能労務職に係る特殊勤務手当

特殊勤務手当はありません。

#### ウ 昇給基準

毎年1月1日に勤務成績に応じ、4号給(55歳を超える場合は2号給)を標準として昇給。

## 2. 基本的な考え方

技能労務職員の職務の性格や内容を踏まえつつ、民間の同種の職種に従事する者との均衡に留意しながら、国、県における同種の職員の給与等を参考とし、適正な給与制度・運用となるよう努めます。また、職員については、退職不補充とし、臨時職員等を活用します。

## 3. 具体的な取組内容

技能労務職員の給与等の見直しについて、平成20年度も関係者と協議を行った上で、順次対応していく予定です。

## 4. その他

職員数については、平成10年度には8名在職していましたが、退職不補充及び平成14年4月から小学校の給食業務を民間委託したことにより、現在3名となっています。